

# 製品安全自主行動計画

平成 19 年 7 月 26 日

株式会社 三陽商会

株式会社三陽商会（以下「当社」といいます）は、当社が製造・販売した製品の安全に対するお客様の信頼を確保することが当社の経営上の重要課題であるとの認識の下、以下のとおり製品安全に関する基本行動を定め、誠実に製品安全の確保に努めてまいります。

## 1. 法令の遵守

当社は、消費生活用製品安全法その他の製品安全に関する諸法令に定められた義務及びこの基本方針を遵守します。

## 2. 安全な製品の提供

当社は、製品の企画・開発の段階から、出荷・販売・使用・廃棄に至る製品のライフサイクルの各段階における、製品安全に係わるリスクの低減を図り、安全で信頼され満足していただける製品を提供します。万が一製品に欠陥があった場合や、お客様からご指摘があった場合には、誠意を持って迅速に対応するとともに、その原因を究明し製品事故等の再発防止を図り消費者の安全を確保します。

## 3. 製品安全確保のための品質管理

当社は、製品安全を確保するため、常に適正な品質管理を行い、その向上に努めます。

## 4. 製品事故情報等の収集と開示

当社は、当社製品に係わる事故について、その情報をお客様等から積極的に収集するとともに、お客様等に対して正確かつ迅速に情報を提供するよう努めます。

## 5. 製品回収等の実施

当社は、不慮の製品事故に関し、必要と認められたときは、製品の回収など危害の発生・拡大の防止措置を講じ、使用者に適切かつ迅速に情報提供をいたします。

## 6. 関係法令などの徹底

当社は、従業員に対し製品安全に関する関係法令・社内規則に関する教育を実施します。関係法令の改定など、必要に応じて社内規則を改定し、それを従業員に周知します。

## 7. 内部監査等によるモニタリング

当社は、製品安全に関する諸事項が関係法令、社内規則に則り適正に行われているかチェックするため、内部監査機能を重視し、定期的なモニタリングを実施していきます。

自主行動計画は市場や社会意識の変化、科学技術の発展等を踏まえ、定期的に見直し、必要に応じて改定します。